

食品安全委員会（第944回会合）議事概要

日 時:令和6年6月25日(火) 14:00~16:35
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般85名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目

遺伝子組換え技術によって得られた *Trichoderma reesei* を利用して生産されたフィターゼ

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「PRO-No.1株を利用して生産されたL-プロリン」に関する審議結果
の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う
食品健康影響評価について

・「有機フッ素化合物(PFAS)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「PFOSの耐容一日摂取量を20ng/kg体重/日、PFOAは20ng/kg体重/日と設定する。PFHxSについては、評価を行う十分な知見は得られていないことから、現時点では指標値の算出は困難であると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、環境省、消費者庁)に通知することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「JPBL011株を利用して生産されたα-アミ
ラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「JPBL011 株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・飼料添加物「カシューナッツ殻液」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「カシューナッツ殻液は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(5) 「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

(6) 事前・中間評価部会の審議結果について

・「食品の安全性確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」の改正（案）について

→担当の脇委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

・令和6年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の脇委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

（7）その他

→令和6年6月末で任期満了となる浅野委員、香西委員、川西委員、松永委員、吉田委員、脇委員から、3年間の活動を振り返っての発言があった。